

大学院修士段階：（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程） 国による大学院「授業料後払い制度」の概要

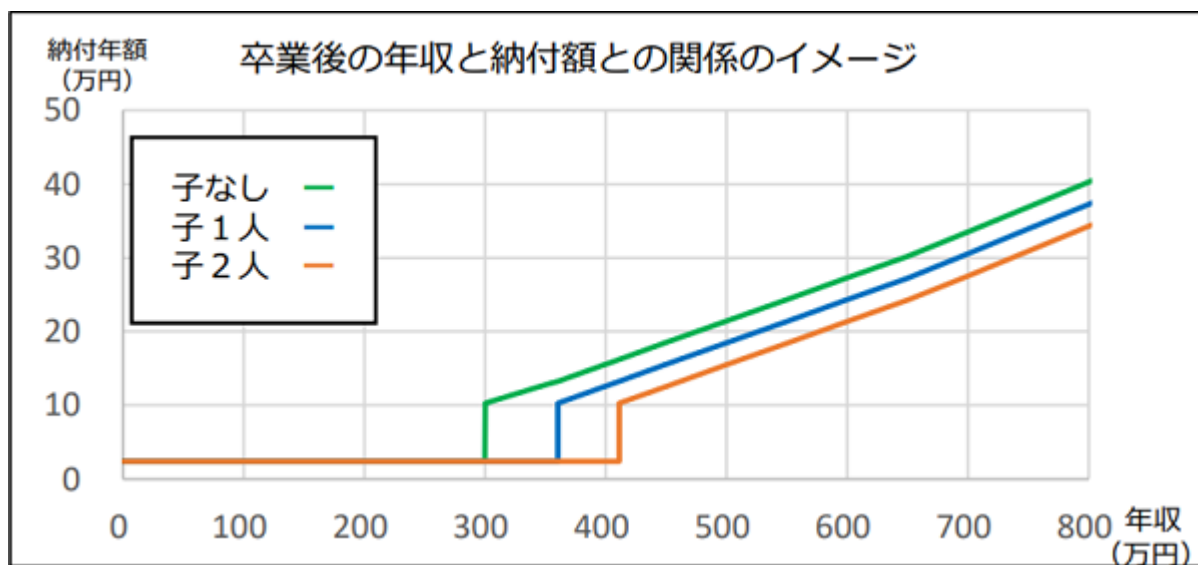
2024（令和6）年度から国による大学院「授業料後払い制度」が導入されることになりました。
2024（令和6）年4月に本学大学院博士前期課程へ進学予定の方で、「授業料後払い制度」の利用を希望される方におかれましては、以下の案内をご確認ください。

国による「授業料後払い制度」とは・・・

2024（令和6）年度から大学院修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みが創設されます。（卒業後、所得に応じた額を月々日本学生支援機構へ返還（納付）が必要。）

なお、本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることができません。ただし、本制度に付帯する※「生活費奨学金」の申請をすることができます。（月額1～4万円）

※無利子ですが、保証料の支払い（機関保証に加入）は必須かつ貸与額から保証料を天引きされます。



（参考）文部科学省ホームページ内「奨学金事業の充実」

「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度～）より
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm)

○対象となる方（以下のすべてを満たす方）

以下の（１）～（４）の条件を満たす者が対象となります。

- （１）２０２４（令和６）年度以降に国内の大学院に進学した者（※注１）
- （２）本人の希望に基づき、在学を通じて申請を行った者
- （３）日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額５万円又は８万８千円と第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）同様の家計基準及び学業基準を満たす者
- （４）過去に貸与を受けた奨学金の返還が滞納中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

（※注１）

２０２４（令和６）年度については、以下のいずれかに該当する者が対象となります。

- ① ２０２４（令和６）年度秋の新規入学者
- ② ２０２４（令和６）年度春の新規入学者であって、学部で「修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金及び国による授業料等減免）」の対象となっており、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。

○注意事項

- ・本制度は学部生対象の「修学支援新制度（日本学生支援機構 給付奨学金及び国による授業料等減免）」とは異なり、貸与であり、日本学生支援機構に返還が必要となります。
- ・支援額の貸与に加え、保証料を合計した金額の返還が必要となります。
- ・後払いの対象は、授業料のみが対象となり、その他は自身での支払いが必要です。

※申請方法、時期等については、詳細が決まり次第改めてご案内します。

制度の詳細及び奨学金についての問い合わせ先

学生支援課：【電話 0480-33-7508、メール：gakuseika@nit.ac.jp】